

宇都宮市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 金 沢 力

同 篠 崎 圭 一

令和4年度行政監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による普通地方公共団体の事務の執行に関する監査

2 監査の対象等

(1) 監査のテーマ

水道事業会計の事務の執行について

(2) 監査の目的

公営企業会計については、企業の経営状況等を明らかにする重要な業務であり、現金主義会計である一般会計と比較して経済活動の発生という事実に基づきその都度記録・整理する発生主義会計方式をとっているため会計処理が複雑である。また、市全体としても公営企業会計を適用している部局が限られていることから、職員が実務を経験する機会が乏しく知識・技能の継承が課題である。

このようなことから、公営企業会計においては、より内部統制が機能する体制づくりが必要不可欠であると考えられる。

本監査では水道事業会計における現在の内部統制の状況を確認するとともに、主に公営企業会計特有の会計事務について適正な執行がなされているかを監査することにより、公営企業会計における内部統制の有効性の向上に資することを目的とする。

(3) 監査の対象

水道事業会計に係る事務

(4) 対象部局

上下水道局

3 監査の着眼点

宇都宮市監査基準第6条に基づき、水道事業会計に係る事務の執行が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施し、主な着眼点は次のとおりとした。

- ・ 事務処理は、前例踏襲となっておらず、効率的に行われているか、また改善すべき点はないか。
- ・ マニュアル等は整備されているか、事務手順は定着し厳守されているか。
- ・ 事務の進行管理は、効率的にかつ適切に行われているか。

- ・ 事務処理のチェック体制は確保され適切に機能しているか。
- ・ 新任者等に対する適切な研修体制が確立されているか。
- ・ 局内職員相互の連携体制、相談体制は確保されているか。
- ・ 監査結果を事務処理の適正化に向けてどのように生かしているか。

4 監査の実施方法

(1) 予備監査

対象部局から提出された行政監査調査票及び関係書類を通査し、必要に応じて関係課等に質問をし、資料の提出や説明を求めた。

また、つり銭現金等の保管状況や伝票の管理状況などの現地確認を行った。

(2) 本監査

予備監査結果を委員に報告し、委員による質疑を行った。

5 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 予備監査 令和4年10月30日から令和5年1月30日

本 監 査 令和5年1月31日

第2 監査対象の事務の概要及び結果

1 監査対象の事務の概要

(1) 固定資産について

ア 有形固定資産

固定資産を適正に管理するため、新規取得又は除却した固定資産について事務処理手順を作成し、登録や除却の処理漏れが無いように事務処理を行っており、確認については、経営企画課において固定資産台帳と各関係資料の内容と数値が一致しているかを行っている。

固定資産の実在性の検証としての水道施設情報管理システムと固定資産台帳との定期的な照合は行っていない。

(2) 流動資産について

ア 現金預金

水道事業会計における出納取扱金融機関は、みずほ銀行と群馬銀行である。群馬銀行を除く収納取扱金融機関で受領した水道料金は、みずほ銀行の預金口座に送金される。

また、水道事業会計においては、市の債権債務の相殺可能な枠の範囲で、大口定期預金などの資金運用を行っている。

現金は、収入のある各課がつり銭用現金を管理しており、経営企画

課経理グループが年4回、つり銭検査を行っている。

イ 未収金

水道事業会計における未収金の主なものは、水道料金である。調定から実際に現金が収納されるまでの期間を未収金として管理している。

また、未収金の回収不能による損失に備えるための貸倒引当金を計上している。

ウ 前払金

研修の参加費・受講料などの資金前渡、旅費などの概算払い、工事の前払金などを現金の支払から精算までの期間、前払金として管理している。

(3) 固定負債について

ア 引当金

退職給付引当金について、職員の退職手当の支給に備えるため、当該年度末に必要な引当金の額と当該年度期首引当金残高との差額を予算計上した上でその過不足額を調整した額を引当金に繰り入れ、当年度末在籍職員に必要な退職手当支給額に相当する金額を計上している。

(4) 流動負債について

ア 前受金

上下水道局が所有する土地の貸付に係る使用料などについて、現金の収納から収益化までの期間、前受金として管理している。収益化の基本的なタイミングは、半年に一度である。

イ 引当金

6月賞与に係る前年度費用負担分（12月から3月）を前年度決算整理において、賞与引当金及び法定福利費引当金として計上している。6月賞与は、支給当年度の費用（予算を執行）と引当金の取崩し額を合算して支給している。

ウ その他流動負債

職員の給与に係る所得税などの控除額、重複納付による返還予定の水道料金及び水道事業会計にて一時預りとなる下水道使用料などを預り金として管理している。

なお、下水道使用料の下水道事業会計への送金は、公共下水については月3回、地域下水などのその他の下水道使用料については月1回としている。

(5) 繰延収益について

ア 長期前受金

水道事業会計における長期前受金は、国庫補助金、工事負担金及び他会計負担金などである。収入した長期前受金は、固定資産台帳に資産ごとに財源として登録し、資産の減価償却に合わせて収益化している。

(6) 剰余金について

ア 利益剰余金

現在、水道事業における毎年度の利益の取扱いについては、決算翌年度の9月議会の議決を経て全額を減債積立金に処分している。また、この減債積立金は、議決の翌年度の決算において企業債元金償還に充てるため取崩しを行っている。

(7) その他の事務について

ア 決算事務

経営企画課経理グループの職員が主として行っている。

また、決算事務の効率化を図るため令和元年度から一部の決算事務を委託しており、令和3年度決算では、固定資産の整理及びシステムへの入力、消費税計算を委託している。

イ 伝票審査

発生主義に基づく費用、収益の計上、資産、資本及び負債の増減及び異動が会計の原則に則り正しく行われているかを確認するため、各課が起票した伝票の審査を経営企画課経理グループが行っている。

また、起票に当たり不明な点がある場合は、随時経理グループの職員が相談に応じている。

ウ 出納・収納取扱金融機関の検査

経営企画課経理グループの職員が、各収納取扱金融機関における水道事業及び下水道事業に係る出納金が、公金受払簿に正しく記帳され、各出納取扱金融機関に振り替えられているかなどについて、関係帳簿との照合などにより検査を実施している。

出納取扱金融機関定期検査については、年1回、収納取扱金融機関定期検査については、3年に1回実施している。

エ 研修

企業会計の特色や支払の実務に係る留意点を中心に、企業会計実務研修を行っている。受講対象者は、財務会計担当職員及び希望する全職員としており、毎年3月中旬に実施している。

2 監査の結果

水道事業会計の事務の執行について、指摘事項に該当するものはなかった。

3 意見及び要望

令和4年度行政監査における水道事業会計の事務は概ね適正に行われていた。

今後とも適正な事務の執行に努めるとともに、費用対効果を見極めながら先進技術を積極的に導入するなど、デジタル化の推進を図り、更なる事務の効率化に努められたい。

なお、各科目における意見及び要望は、次のとおりである。

(1) 固定資産に関すること

- 固定資産の実在性の検証について、現在の人員体制では難しいため検証は行っていないとのことであるが、固定資産そのものと固定資産台帳等との定期的な照合は固定資産の実在性を担保する上で必要なものであると考えられる。

このようなことから、今後は、固定資産台帳を管理する経営企画課と固定資産を管理する水道管理課などの所管課との協同により検証する方法や、経営企画課が定期的に固定資産を抽出し、巡回して確認する方法など、固定資産の実在性を担保するための有効な方策について検討されたい。

(2) 流動資産に関すること

- 現在、水道料金については、納期限後5年が経過したものについて事由にかかわらず一律に不納欠損を行っている。

しかしながら、不納欠損の根拠規定としている宇都宮市水道料金等未収金整理事務要領第15条においては、時効による債権の消滅のほか、相続人不存在や破産法による免責などが規定されていることから、不納欠損の時期は一律に5年とはならず、また、破産免責を受けた債権等を帳簿上計上しておくことは、財政状態の適正な把握を妨げるおそれがある。

このようなことから、財政状態の適正な把握のため要領に基づき適時、不納欠損を行うよう検討されたい。

- 改正民法の施行日（令和2年4月1日）以前に給水契約がなされた水道料金においては、納期限後2年が経過したものであっても時効の援用がなされない限り債権が消滅せず、不納欠損を行った後も債権の

継続管理が必要となる。

このようなことから、この継続管理となる債権について、「宇都宮市債権管理の基準」を踏まえた管理の在り方について検討を進め、公営企業として債権管理の一層の適正化及び効率化に努められたい。

- 令和3年度末の貸倒引当金の残高は、平成29年度から令和3年度までの5年間に引当金に計上した合計額となることから、令和2年度の処理誤りのため、合計額が符合しなかった。

このようなことから、サービスセンターにおいては貸倒引当金に係る事務処理の手順を逐一確認するとともに、審査を所管する経営企画課においても、審査の手順を一つ一つ確認しポイントとなる部分を係全体で共有するなど事務処理誤りの再発防止に鋭意努められたい。

(3) 流動負債に関すること

- 平成29年6月に収入した下水道使用料について、本来であれば「下水道預り金」に収納すべきところ、現在まで「その他預り金」に収納していた事例があった。これは、財務会計システムにおける預り金の残高を適時確認・把握していないことが要因と考えられる。

このようなことから、財務会計システムを所管する経営企画課と収入を所管する各課において、収入金額を相互に確認・把握し合うことにより、収入を管理する財務会計システムと料金システム等の残高を常に一致させる仕組みづくりを検討されたい。

(4) その他

- 決算事務における固定資産の整理等[※]について、令和元年度決算から外部委託を行い事務の効率化を図っている。このような中、委託した固定資産の整理等については、公営企業会計特有の会計処理であり、委託事業者への的確な指示や成果品の確認には、これらの業務に関する卓越した知識・技能を有していることが不可欠である。

さらに、委託を行うことにより、職員が業務を経験し知識等を習得する機会が失われることから、これらの専門的な知識・技能を確実に継承していくことが必要である。

このようなことから、委託した業務について、その内容や手順を確実に身に付けるとともに、外部研修などを活用して、知識・技能を着実かつ確実に継承し、真に有益な外部委託となるよう鋭意努められたい。

※ 固定資産算定・登録業務及び消費税算定業務